資料１

○清須市地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和５年３月31日告示第37号

**改正**

令和７年５月30日告示第108号

清須市地域福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

**第１条**　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第１項の規定に基づき、**清須市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定等**を行うため、清須市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

**第２条**　委員会において意見又は助言を求める事項は、次に掲げるとおりとする。

（１）　**計画の策定等**に関すること。

（２）　前号に掲げるもののほか、計画の策定等に必要な事項に関すること。

（組織）

**第３条**　委員会は、委員20人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

（１）　学識経験者

（２）　医療機関関係者

（３）　福祉関係団体の代表者

（４）　関係行政機関の職員

（５）　前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

**第４条　委員の任期は、１年とする。**ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任を妨げない。

（委員長等）

**第５条　委員会に、委員長及び副委員長１人を置く。**

**２　委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。**

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

**第６条**　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選出される前に招集する会議にあっては、市長が招集する。

２　**会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。**

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

**第７条**　委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

（雑則）

**第８条**　この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

**附　則**

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

**附　則**（令和７年５月30日告示第108号）

１　この告示は、令和７年５月30日から施行する。

２　この告示の施行の日以後最初に選任される委員の任期については、改正後の清須市地域福祉計画策定委員会設置要綱第４条第１項の規定にかかわらず、令和８年３月31日までとする。